

一般社団法人日本スイミングクラブ協会認定
『救急蘇生法適任者』資格取得講習会

兼 日本赤十字社『赤十字救急法基礎講習』修了・
文科省通達『プールの安全標準指針』に基づく監視員・救護員講習会
安全水泳法・水泳インストラクター・アクアフィットネスインストラクター等
有資格者更新研修会

開催要項

日本スイミングクラブ協会近畿支部
会 長 榎 本 任 志
安全水泳委員長 高 岸 清 治

- 1) 主 催 : 一般社団法人日本スイミングクラブ協会
- 2) 主 管 : 一般社団法人日本スイミングクラブ協会安全水泳委員会
- 3) 管 轄 : 日本スイミングクラブ協会近畿支部安全水泳委員会
- 4) 期 日 : 令和5年3月12日(日)・13日(月)
- 5) 会 場 : 3月12日 城星学園サンタマリアスイミングスクール 多目的室
〒540-0004 大阪市中央区玉造2-23-26
3月13日 大阪南YMCA
〒543-0054 大阪府大阪市天王寺区南河堀町9-52
- 6) 対象及び受講料 :

I. 救急蘇生法適任者講習会(資格取得者用) ※2日間の受講

受 講 料 : 13,200円 [検定料・教材費を含む]
参加者資格 : 義務教育修了者

この講習会において、日本赤十字社の学科及び実技の検定に合格された方は『赤十字救急法基礎講習』の修了者として認定されます。
なお、赤十字救急法基礎講習修了者で有効期間が4年以上ある場合は、この講習の1日目(4.5時間)を免除します。
減免後受講料 : 7,700円(5,500円減免)

II. 更新研修会(有資格者用) ※1日目のみの受講

受 講 料 : 9,240円 [教材費・更新証明書発行手数料を含む]
参加者資格 : 下記いずれかの資格の更新研修会として受講される方。

(この講習会で、下記資格を複数更新することができます)

○安全水泳資格(安全水泳法管理者資格・救急蘇生法適任者資格)

※安全水泳法管理者資格の更新希望者は、2日目のアシスタントとしての参加が必須となります。(受講料に変更はございません。)

○水泳インストラクター資格 ○アクアフィットネスインストラクター資格

○アクアダンスインストラクター資格 ○水泳教員資格

○メディカルアクアフィットネスインストラクター資格

Ⅲ. 救急蘇生法基本講習会（無資格者用） ※1日目のみの受講

受講料：8,140円 [教材費を含む]

参加者資格：義務教育修了者 ※受講された方には修了証を発行します。
修了証の有効期限は4年（適任者資格を取れる期限）で、その間2日目を受講し、試験に合格すれば救急蘇生法適任者の資格が取得できます。

この講習会において、日本赤十字社の学科及び実技の検定に合格された方は『赤十字救急法基礎講習』の修了者として認定されます。

なお、赤十字救急法基礎講習修了者で有効期間が4年以上ある場合は、この講習の1日目（4.5時間）を免除します。

減免後受講料：2,200円（5,940円減免）

7) 定員：20名（更新講習会参加者含む）

8) 申込締切：令和5年2月1日（水）10:00から受付開始 2月28日（火）締切。

※受付日より以前にご連絡頂いても受付できません。

※必ずお電話（090-1717-0085）で予約してからお申込み下さい。

9) 申込方法：①人数の制限がございますので、必ず電話予約の上、受講料を下記の口座へお振込み下さい。

また、申込用紙に必要事項を記入し、振込の際の銀行発行の利用明細書を必ず添付してお送り下さい。

②更新講習会参加者は資格の認定カードの写しが必要です。同封してお送り下さい。

10) 送付先：

送付先	〒540-0004 大阪市中央区玉造 2-23-26 城星学園内 近畿支部安全水泳委員会 高岸 清治 宛
振込先	銀行名：三井住友銀行 玉造支店 口座：普通預金 276049 口座名：近畿支部安全水泳委員会 高岸 清治

11) その他：イ. お納め戴きました参加料は、理由を問わずご返金致しませんので予めご了承願います。

ロ. 2名以上のご参加の場合は、申込書をコピーしてお使い下さい。

ハ. 新型コロナウイルス感染予防のため必ずマスク着用、また発熱・体調不良者のご参加いただけません。

ニ. 社会情勢の変化により、中止となる場合がございます。

ホ. 受講者の皆様には講習当日「健康チェック表」をご提出いただきます

■注記①■ この講習会は文科省通達『プール安全標準指針』に基づく監視員・救護員講習を兼ねています。Ⅰ～Ⅲの講習会の1日目（基本講習会）を受講修了しますと、『プール安全標準指針』に基づく監視員・救護員講習受講修了証を全員に発行します。監視員・救護員講習受講のみが目的の方は、Ⅲの救急蘇生法基本講習会にお申し込み下さい。

申込みについて

・定員20名になっていきますので、新規資格取得者、特例（更新講習を受けず）で更新手続きをされた方を優先とさせていただきます。

・必ず予約をしてからお申込み下さい。電話090-1717-0085高岸まで

プログラム

第1日目 (救急蘇生法基本講習会)		第2日目	
8:45	受付・開講式	8:45	受付
9:00 ～ 10:30	プールにおける事故防止と 安全対策・プールの監視業務 【基礎理論】 (1.5h)	9:00 ～ 10:00	【基礎理論テスト】
10:30 ～ 11:30	遊泳用プールの衛生基準 【基礎理論】 (1.0h)	10:00 ～ 12:00	一次救命処置と応急手当 【実技実習】 (2.0h)
11:30 ～ 12:30	昼食	12:00 ～ 13:00	昼食
12:30 ～ 17:00	赤十字救急法 基礎講習 (4.5h)	13:00 ～ 16:00	一次救命処置 【実技実習】 心肺蘇生・AED使用法 (3.0h) 【テスト】
17:00	閉講式(資格取得者以外の方)	16:00	閉講式

講師：高岸 清治・福原 博・日本赤十字社指導員

- 注意：1. 昼食は各時間内に済ませ、その後必ず歯を磨いて下さい。
 2. 都合により講師の変更がある場合があります。予めご了承くださいませ。
 《予約・お問い合わせは [TEL090-1717-0085](tel:090-1717-0085) 高岸までご連絡下さい。》

「救急蘇生法適任者」資格取得講習会参加申込書
(及び 監視員・救護員講習会、有資格更新研修会 参加申込書)

一般社団法人日本スイミングクラブ協会安全水泳委員会 殿 2023年 月 日

【Ⅰ、資格取得講習】【Ⅱ、更新研修】【Ⅲ、基本講習 兼、監視員・救護員講習】
(参加する講習会、研修会に○印をして下さい)

上記講習会(研修会)に参加申込いたします。

指導者登録番号									生年月日
氏名							男・女	西暦	年 月 日 (満 才)
現住所 ()	〒 — Tel () —								
所属クラブ名									
所属クラブ住所 ()	〒 — Tel () —								
更新資格名									
更新資格登録番号								有効期限	/

この個人情報は、当該講習会に関する連絡以外には使用いたしません。

☆安全水泳法管理者資格更新条件について…安全水泳法管理者資格取得後、有効期限(4年間)に1回以上救急蘇生法適任者講習会の第1日目又は、安全水泳委員会認定更新研修会を受講しなければなりません。この他に、救急蘇生法適任者講習会の第2日目のアシスタントをすることが義務付けられています。ご希望の方はお早目にご連絡下さい。

☆更新できる資格

安全水泳資格(安全水泳法管理者資格、救急蘇生法適任者資格)、水泳インストラクター、アクアフィットネスインストラクター、メディカルアクアフィットネスインストラクター、アクアダンスインストラクター、水泳教員。

(※水泳教師の資格は更新対象となっておりませんので、ご注意ください。)

※受講申込書には、資格認定カード又は認定証のコピーを必ず添付して下さい。

※クラブに所属されていない方は所属クラブ住所未記入で構いません。

各位

(一社) 日本スイミングクラブ協会
安全水泳委員会

「新型コロナウイルス感染症予防」に関する
健康チェック表ご提出のお願い

「救急蘇生法適任者講習会」をご受講される皆様には、新型コロナウイルス感染症予防対応として、健康チェック表へのご提出をお願いしております。

ご理解ご協力を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

※講習会受講初日に、「受付」にご提出いただきますようお願い申し上げます。

氏名		記入日 (受講日)	令和 年 月 日
住所	〒 TEL : — —		

<講習会までの体温> ※2日間ご受講される方の講習2日目は、受付時に検温致します。

日付	月 日		月 日		【両日参加者】	【2日目のみ参加者】
	月	日	月	日	月 日	月 日
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃

<上記期間における体調および状況について> ※該当するものに「✓」を記入してください。

チェック欄	チェック項目
	発熱（37.5℃以上）はない。
	咳・のどの痛みなどの風邪の症状はない。
	だるさ、息苦しさはない。
	味覚や嗅覚の異常はない。
	下痢や嘔気、嘔吐はない。
	その他体調不良はない。
	同居家族や身近な人が感染あるいは濃厚接触者ではない。
	過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国や地域などへの渡航または当該在住者との濃厚接触がない。

*要件を満たさない場合は、受講をご遠慮ください。

*上記の情報は、講習会参加者が新型コロナウイルスなどの感染症に罹患した場合に備えるものであり、それ以外の目的では使用いたしません。